破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７１７号
宮城県仙台市青葉区北根１丁目13―１　パークタワー台原1408号室、申立時住所福岡市西区拾六町４丁目39番９号
破産者　川野　　璋
１　破産債権の届出期間　平成30年３月６日まで
２　一般調査期日　平成30年３月20日午後１時10分
平成30年２月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６５号
北九州市八幡西区東王子町12番23―201号
破産者　大西　裕子
１　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
２　一般調査期日　平成30年３月16日午前10時
平成30年２月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６０号
盛岡市本宮字野古43番地７、旧住所盛岡市厨川２丁目６番40号
破産者　尼子　宏巳
１　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
２　一般調査期日　平成30年５月17日午後２時
平成30年２月９日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１００号
大阪府東大阪市楠根３丁目５番３号
破産者　株式会社ハルナ
１　破産債権の届出期間　平成30年３月13日まで
２　一般調査期日　平成30年５月10日午前11時
平成30年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１０号
福岡県大野城市上大利１丁目１番22―702号
破産者　石村　良仁
１　破産債権の届出期間　平成30年３月14日まで
２　一般調査期日　平成30年４月20日午後３時30分
平成30年２月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区江南町５番47　ビブレ江南810号
破産者　浦元　康宏
１　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
２　一般調査期日　平成30年４月24日午前10時
平成30年２月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４３３号
大阪府門真市千石西町３番25―106号
破産者　室岡　宗弘
１　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
２　一般調査期日　平成30年５月17日午後２時
平成30年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
愛媛県西予市宇和町卯之町１丁目415番地
破産者　倉田　克伯
１　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
２　一般調査期日　平成30年５月25日午前11時
平成30年２月13日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４８１９号
大阪府東大阪市角田２丁目10番41号
破産者　有限会社天馬商会
１　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
２　一般調査期日　平成30年５月31日午後２時
平成30年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２９年（フ）第７７９号
福岡市中央区大手門１丁目２番23―1407号
破産者　廣重　　悟
特別調査期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
平成30年２月８日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第１９号
山口県岩国市由宇町千鳥ケ丘１丁目１番１号　千鳥ケ丘病院、住民票上の住所山口県岩国市平田６丁目56番１―101号　住民票上の旧住所山口県岩国市平田１丁目27番93号
破産者　村中　保伸
異議申述期間　平成30年３月23日まで
平成30年２月13日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２１０９号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目18番７号
清算株式会社　ＢＳＤジャパン株式会社
代表清算人　前山　暁子
１　決定年月日　平成30年２月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第３００６号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社ＮＫ整理会社
代表清算人　今井　耕治
１　決定年月日　平成30年２月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（ヒ）第２号
長崎県佐世保市白岳町50番地47
清算株式会社　株式会社フォーユーシステム
代表清算人　服部　博之
１　決定年月日　平成30年２月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０９９号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　株式会社ＴＫＫ
１　決定年月日　平成30年２月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１００４号
福岡市中央区大濠公園３番２号
清算株式会社　株式会社レスト
代表清算人　高橋　利明
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の7.759％の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、各協定債権額が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２９年（再）第１号
富山市明輪町１番242―908号　アパガーデンハイツ富山駅前
再生債務者　島倉　誠司
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　富山市堀端町２番２号　山本賢治法律事務所　弁護士　山本　尚宗
平成30年２月７日　　富山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第１号
富山県高岡市本丸町４番６号
再生債務者　有限会社丸栄黒川仏檀店
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年２月８日　富山地方裁判所高岡支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2454番地２
再生債務者　池内　清恵
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月16日から平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係